

(2) 判例法主義（続き）

(c) コモン・ローとエクイティ

【エクイティと信託】

- (i) 大法官 (Lord Chancellor) の司法機能 (14世紀) ——大法官府裁判所 (Court of Chancery) の成立 (15世紀末) ——コモン・ローを補完するエクイティ
- 13世紀末、コモン・ローの硬直化——（例）捺印証書の効力の絶対視（詐欺・強迫によって作成されたものであったり、既に履行されたりしていても、証書中の債務の履行が強制された；当事者尋問の否認。
 - 社会の混乱のためや、相手方が権力や金銭力を利用して陪審や裁判官に圧力をかけるために、適切な救済が得られない。
 - 令状の体系の固定化→コモン・ローにおいて適切な救済が与えられない。
- ⇒国王または国王評議会 (King in Council) に宛てて、救済を求める請願・申立て (petition) がなされる←コモン・ロー裁判所成立後も国王や国王評議会に裁判権は残存していると考えられた。
- その申立ての処理は大法官に付託される←①国王評議会の代表者と考えられた、②コモン・ロー裁判所における訴訟の開始に必要な original writ を発給する Chancery の長で、コモン・ローの実務に通じていた。後に、申立ては大法官および国王評議会宛に、そして 14世紀末までに申立ては直接大法官宛になれるようになった。
 - 大法官は、当初は、King in Council の名で、後 (1474) には、みずからの名前で救済を与える命令を出すようになる。
 - 大法官は、当事者に対する尋問を通して、法律行為や書面の背後にある当事者の意図や状況を調べた←大法官は、Thomas Wolsey (1515~1529) まで、一貫して聖職者の出身であり、懲悔聴聞の経験が豊かであった。ちなみに、Wolsey の次の大法官は Thomas More (1529~1532)。
 - 大法官は、救済を与えるべきと判断すれば、被告のコモン・ロー上の権利を否定することなく、良心と公平との名において (in the name of good conscience and equity), 妥当な救済を与える命令 (decree) を被告に対して出した（恩恵的に、個別的に、裁量的に、対人的に。エクイティは対的に働く [Equity acts in personam.]）——特定履行命令 (specific performance) と差止命令 (injunction) ——命令に従わない場合には裁判所侮辱罪 (contempt of court) で、被告が命令に服従する心証が得られるまで拘禁したり、罰金を科したりした。
- ⇒このような大法官の処理が集積してできた判例法がエクイティ (equity) である。

(ii) ユースの制度的利用

ユースの利用の一般化——13世紀末葉から 14世紀に始まる。[その前提として、13世紀半ばまでに、単純不動産権 (fee simple) は自由に譲渡できるものとなった。]

(7) A enfeoffed B of Blackacre to the use of C.

A——feoffor (譲渡人・設定者)

B——feoffees (譲受人・受託者——複数の者で合有する)

C——cestui que use（受益者）

法律上の権利と事実上の受益権の分離

・能動ユース——受益者のために、受託者が不動産を管理・運用・処分する。

・受動ユース——受託者は、受益者が不動産を使用・収益することを容認する。

(イ) 受託者を複数にし、受託者の不動産権を所有権とすることによって得られる利点。

① 受託者による土地の不正処分の防止。

② ユースの目的が土地の遺言処分である場合、受託者が一人だと、受託者がユース設定者より早く死亡してしまう恐れがあった。

③ 複数の者の所有にしておけば、受託者の一人が死亡しても（相続は起らず）、その者の権利は他の受託者に自動的に移転するので、土地保有者の死亡に伴う封建的付随負担を回避できる（必要に応じて、受託者を補充して再譲渡すれば、いつまでも、受託者は減少しない）。

(ウ) 回避できる不利益——得られる利益

① フランシスコ托鉢修道士——13世紀前半に渡英したフランシスコ教団の戒律には赤貧の誓いが謳われていた。財産所有は、個人としても、教会としても、禁止されているが、財産からの受益は許されていた。

⇒そこで、善男善女は、托鉢修道士のために、オックスフォードなどの自治都市に土地を譲渡して、そこに建つ住宅に修道士を居住させる、という方法で教団・修道士を援助した。

② 不動産遺贈の禁止の回避

動産は遺贈ができるのに対して、不動産は遺贈が禁止され、長子相続制（primogeniture）が取られていた。長子以外の者は、動産遺贈を受けるしかないと、被相続人の金銭債務はその動産遺産から支払われるべきものとされた。

⇒土地保有者は、生前に、コモン・ロー上の不動産権を受託者に譲渡してユースを設定して、受託者に対して、当該不動産権を設定者本人のために保有し、設定者の死後は、その指示に従って処分するよう定めることによって、実質上遺言処分をしたのと同じ結果を得た。

③ 将来不動産権の制限の回避

例・Aに対して、Aが21歳に達したときに単純不動産権を与えるという不動産設定ができない。

⇒受託者に単純不動産権を譲渡してユースを設定し、Aが21歳になった時点でその不動産権をAに譲渡するよう定めておけばよい。

④ 土地保有に伴う封建的付随負担——騎士保有に付随する負担がもっとも重要であった——の回避。

相続上納金（relief——土地を保有する被相続人が死亡し、相続人が成人の場合、相続上納金を支払ってはじめて、保有地の相続が認められた）

後見権（wardship——相続人が未成年者の場合、領主はその者が成年に達するまで養育する義務を負ったが、他方、被相続人の保有した土地を、その間、使用・収益することができた）

婚姻権（marriage——領主はその後見に服する者の配偶者を選定する権利を有した。選定した者との婚姻が成立した場合、その親は領主に謝礼を、別の者と結婚する場合には、謝礼と同額の金額を、領主の同意なく結婚した場合には、謝礼の倍額を領主に支払わなければならなかった）

⇒土地保有者Aが、コモン・ロー上の不動産権を受託者（複数の者による合有とする）に譲渡してユースを設定し、受託者はその権利を、Aの生存中はAのために保有し、Aの死亡時から相続人Bが成人するまではBのために保有し、Bが成人すればBにその不動産権を譲渡するよう定めることで、後見権や婚姻権の行使を免れたまま、不動産権がAからBへ相続されたと同様の結果を得ることができる。

不動産復帰（escheat——土地保有者が死亡し、相続人がいない場合、土地は領主に復帰した。保有者が重罪を犯した場合も同じ）

没収（forfeiture——土地保有者が反逆罪を犯したときには、土地は国王に没収された）

⇒土地保有者は、コモン・ロー上の権利を重罪や反逆罪を犯す恐れのない者に譲渡し、設定者の死後の受益者を自分の家族と定めておけば、自分なき後の家族の生活を保障してやることができる。

⑤ 死手法（Statutes of mortmain、全面的に禁止したものは1279年の法律）（死んだ手〔もはや死なない者〕への土地の譲渡禁止——国王の許可なく聖俗の法人〔大部分は教会〕へ土地を譲渡することを禁止した法律）（違反すれば土地は没収される）（→教会への土地の寄進ができなくなる）

⇒教会等を受益者とするユースの設定を行う。

⑥ 債権者詐害

⇒債務者がコモン・ロー上の権利を友人に譲渡しユースを設定し、自分を受益者とする。

(iii) ユースに対するコモン・ローの扱い、大法官ないし大法官府裁判所による保護

(7) コモン・ロー

コモン・ロー上、不動産権は受託者に帰属し、受益者の受益権は保護されない。

(i) 大法官ないし大法官府裁判所による保護

【大法官によるユースに対する保護が始まる時期】

遅くとも15世紀前半、1420年代までには、開始されていた。

【大法官によるユースに対する保護の与え方】

当事者を尋問し、ユース設定の事実があれば、[コモン・ロー上の権利が受託者に帰属することは否定することなく、] 良心と公平との名において（in the name of good conscience and equity）、受託者に対して、土地を受益者のために保有し、受益者が土地を使用・収益することを黙認するよう命じた。

⇒受託者に帰属する legal estate と受益者に帰属する equitable interest の並立→この二重所有権制度がイギリスの近代不動産制度の土台となった。

大法官の与える救済は、被告（ユースの場合は受託者）に対する対人的命令（エクイティは対的に働く〔Equity acts in personam.〕）——特定履行命令（specific performance）と差止命令（injunction）——命令に従わない場合には裁判所侮辱罪（contempt of court）で、被告が命令に服従する心証が得られるまで拘禁する。

【コモン・ローとエクイティ】

コモン・ロー——12世紀末以降成立、訴訟方式を集成したもの（一般的な民事訴訟というものではなく、貸金の返還や売掛代金の支払を請求する訴訟（debt）、捺印契約債務の不履行を訴える訴訟（covenant）など、類型毎に手続が異なる多くの訴訟方式があった）。エクイティ——コモン・ロー原則の硬直性・陪審の不公正・扱い得る事件の固定化を補うため大法官が与えた救済の慣行化によって14～15世紀に成立。

本来は法を運用した裁判所の違いによる区別であった。しかし現在では裁判所がコモン・ローとエクイティで分れていることは少ない。イギリスでは1875年に統合され、アメリカでは1848年のニュー・ヨーク州での統合を皮切りに統合が進む。

コモン・ローとエクイティの特徴

- ・コモン・ロー→形式的で厳格　陪審がある　　救済方法は対物的（損害賠償）
- ・エクイティ→柔軟で裁量的　　陪審はない　　救済方法は対人的
特定履行——不作為を命じる特定履行もある。
差止命令——mandatory injunction, prohibitory injunction